



令和7年10月23日
北海道運輸局
自動車技術安全部技術課
札幌開発建設部

札幌開発建設部と合同の取締りを行いました

北海道運輸局は、札幌開発建設部と合同で下記のとおり取締りを行いました。

当局は、脱輪事故防止のための大型車のホイール・ナット点検及び自動車の点検・整備の重要性の周知・啓発、札幌開発建設部は、道路を違法に利用している車両を排除し適正な利用を促進するため、特殊車両（一定の重さ・大きさを超える大型車両）の取締りを行いました。

大型車の車輪脱落事故は一步間違えば歩道を通行する歩行者や自転車を巻き込み、死亡に至る事故となります。悲惨な事故をなくすためにも、以下の事故防止対策の積極的な取り組みをお願いします。車輪脱落事故を防ぐために注意すべきポイントは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

【国土交通省ホームページ（車輪脱落事故）】

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t2/t2-1/>

記

1 実施日時 令和7年10月15日（水）13：30～15：00

2 実施場所 一般国道230号 札幌市豊滝除雪ステーション
（札幌市南区豊滝424-1）

3 取締結果

（1）北海道運輸局（脱輪防止）

検査車両 6台

ゆるみのある車両 0台

（2）札幌開発建設部（特殊車両）

計測車両 3台

違反車両 1台

【各実施機関からのお願い】

(札幌開発建設部)

特殊車両の運行に携わる方におかれましては、特殊車両通行制度への一層のご理解とご協力をお願いするとともに、申請手続についてお気軽に申請窓口(札幌開発建設部: 011-611-4160)までご相談ください。

※「道路の老朽化対策に向けた大型車両の適正化方針」は国土交通省ホームページでご覧いただけます。

【国土交通省ホームページ】

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

【ホイール・ナット点検、不正改造車排除のための検査に関する問合せ先】

国土交通省 北海道運輸局 自動車技術安全部 技術課

課長補佐 柴田 和哉(電話番号 011-290-2753)

専門官 谷原 陽介(同上)

【特車取締りに関する問合せ先】

国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部

特定公物管理対策官 山岸 丈洋(電話番号 011-611-0313 ダイヤルイン)

上席専門官 寺岡 文明(同上)



自動車点検整備推進運動



点検整備 やらないと

クルマの点検

忘れない、
いつもの暮らしに

安全と環境保全には、**点検・整備**が必要です



「自動車点検整備推進運動」に関する情報や各種チラシ等はこちら

※各地域の取組については、最寄りの運輸局にお問い合わせください

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t3/t3-1/>



▶自動車の点検・整備のことが詳しくわかります
www.tenken-seibi.com



▶クルマの愛情点検チェックガイド
www.tenken-seibi.com/m/s/index.html

■推進：国土交通省 自動車点検整備推進協議会 ■後援：内閣府 警察庁 環境省 ■協力：独立行政法人自動車技術総合機構 軽自動車検査協会 独立行政法人自動車事故対策機構

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
一般社団法人 日本自動車工業会
一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会
日本自動車輸入組合
一般社団法人 日本自動車連盟（順不同）

一般社団法人 全国自家用自動車協会
公益社団法人 日本バス協会
公益社団法人 全日本トラック協会
一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
一般社団法人 全国レンタカー協会
一般社団法人 日本自動車タイヤ協会

全国石油商業組合連合会
一般社団法人 自動車検査登録情報協会
公益社団法人 日本自動車教育振興財団
一般社団法人 日本損害保険協会
全国共済農業協同組合連合会
全国労働者共済生活協同組合連合会

一般社団法人 日本自動車部品工業会
全日本自動車部品卸商組合連合会
全国自動車電装品整備商工組合連合会
一般社団法人 自動車用品小売業協会
一般社団法人 電池工業会
全国ディーゼルポンプ振興会連合会

日本自動車車体整備協同組合連合会
一般社団法人 日本自動車車体工業会
全国タイヤ商工協同組合連合会
全国自動車部品販売店連合会
一般社団法人 日本自動車部品協会
全国オートバイ協同組合連合会

STOP!
無許可
運行

特殊車両の通行には 許可が必要です!!

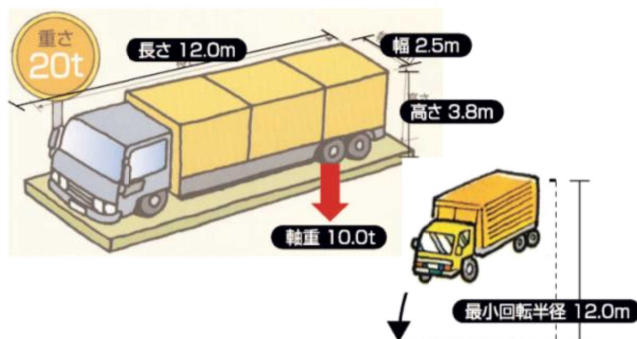
ルールを守って安全運行。国土交通省からのお願いです。



特殊車両通行許可制度とは?

道路はみんなの財産です。最近、車も、運搬される貨物も大型になり、重量も重くなっており**道路が壊される**事故が増えています。せまい道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さをこえる車(特殊車両)を通行させるときは、**道路管理者の許可**を受けるように、**道路法**で定められています。

下記の基準値をひとつでも超えると「特殊車両」です。



みんなの道路が悲鳴をあげています!

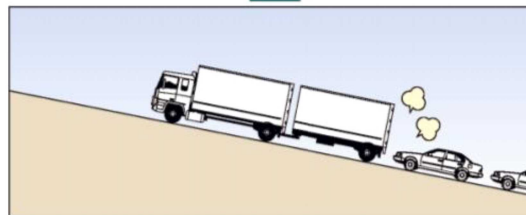
道路を傷つける原因のひとつとして、**無許可や通行条件違反で通行**することがあげられます。ルール無視の車両が、**道路や橋に与える影響は多大**です。特に重量超過の車両が道路に与える影響は、非常に大きなものがあります。**ルールを守った運行**で、道路への悪影響を最小限に抑えましょう。

重量オーバーはこんな問題を起こします。

橋が傷んでいます。



円滑な交通の流れを妨げています。



ひび割れや
わだちなどの発生。

